

広島県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十五年三月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道廿日市停車場線	廿日市市廿日市二丁目九五七番三地先から廿日市市天神三九番一地先まで	平成二十五年二月二十五日